

福岡県公報

平成二十二年九月二十九日
第三千六百六十六号
増刊 ①

目次

規則(第三十二号)

福岡県税条例施行規則の一部を改正する規則

(税務課)

告示(第五百三十一号)

福岡県における主要農作物の奨励品種の一部改正

(水田農業振興課)

選挙管理委員会

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

(市町村支援課)

規則

福岡県税条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十二年九月二十九日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第三十二号

福岡県税条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県税条例施行規則(昭和三十年福岡県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第十条第四項及び第十条の二第五項を削る。

第十二条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

第三十条第一項第二号中「第二十五項」を「第二十項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に改め、「(第七十二条の三十一第四項において準用する場合を含む)」を削り、同項第三号中「第二十五項」を「第二十項」に改める。

第三十一条第二十九号中「占有した自動車等用」を「占有・搬出等用」に改め、同条

中第三十号を削り、第三十一号を第三十号とし、第三十二号から第五十五号までを一号ずつ繰り上げ、第五十五号の二を第五十五号とし、第九十一号から第百五号までを削り、第九十号を第九十一号とし、第五十六号から第八十九号までを一号ずつ繰り下げ、第五十五号の次に次のように加える。

五十六 公売公告兼見積価額公告(インターネット公売用) 第六十一号の二十一の様式

第三十一条中第六号を第九十二号とし、第七号から第百三十六号までを十四号ずつ繰り上げ、第百三十七号を削り、第百三十八号を第百二十三号とする。

第三十四条の二第一項中「第四十二項」を「第三十七項」に改める。

第三十四条の五中「第五十二項」を「第四十七項」に、「第五十三項」を「第四十八項」に改める。

第四十六条の十二の見出し中「産業活力再生特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に改める。

第六十八条中「第九条の二の四」を「第九条の二の七」に改める。

様式目次

十の三 抵当権設定登記嘱託書

十条

十の四 抵当権抹消登記嘱託書

十条

十の五 登記嘱託書(OCRシート)の附属書

十条

十の三 (削除)

十の三

十の四 (削除)

十の四

十の五 (削除)

十の五

<p>十の十 二</p> <p>根抵当権設定登記嘱託書</p> <p>十 二</p> <p>に</p>	<p>十の十 二</p> <p>(削除)</p> <p>十二 条</p> <p>に</p>	<p>十一の 二</p> <p>特別地方消費税徴収猶予許可・不許可・取消通知書</p> <p>十二 条</p> <p>を</p>	<p>十一の 二</p> <p>(削除)</p> <p>十二 条</p> <p>に</p>	<p>十三</p> <p>差押解除通知書(徴収猶予関係)</p> <p>十二 条</p> <p>を</p>	<p>十三</p> <p>(削除)</p> <p>十二 条</p> <p>に</p>	<p>六十一 の二</p> <p>搜索調書、同謄本(その一、その二、その三)</p> <p>三十 一 条</p> <p>を</p>	<p>六十一 の二</p> <p>搜索調書、同謄本(その一、その二)</p> <p>三十 一 条</p> <p>に</p>	<p>六十一 の二 一の二</p> <p>公売公告兼見積価格公告</p> <p>三十 一 条</p> <p>を</p>	<p>六十一 の二 一の二</p> <p>公売公告兼見積価格公告</p> <p>三十 一 条</p> <p>に</p>
<p>六十一 の二十 一の三</p> <p>公売公告兼見積価格公告(インターネット公売用)</p> <p>三十 一 条</p>	<p>六十一 の五十 六</p> <p>差押(参加差押)登記嘱託書</p> <p>三十 一 条</p>	<p>六十一 の五十 七</p> <p>差押(参加差押)登記抹消登記嘱託書</p> <p>三十 一 条</p>	<p>六十一 の五十 八</p> <p>公売処分による登記嘱託書</p> <p>三十 一 条</p>	<p>六十一 の五十 九</p> <p>抵当権付債権差押登記嘱託書</p> <p>三十 一 条</p>	<p>六十一 の六十</p> <p>抵当権付債権差押登記抹消登記嘱託書</p> <p>三十 一 条</p>	<p>六十一 の六十 一</p> <p>抵当権(一部)移転登記嘱託書</p> <p>三十 一 条</p>	<p>六十一 の六十 二</p> <p>建物(土地)分割(分筆)代位登記嘱託書</p> <p>三十 一 条</p>	<p>六十一 の六十 三</p> <p>相続による土地(建物)所有権移転代位登記嘱託書</p> <p>三十 一 条</p>	<p>六十一 の六十 四</p> <p>債権者代位による土地(建物)所有権移転代位登記嘱託書</p> <p>三十 一 条</p>
を									

六十一の六十	六十一の六十	六十一の六十	六十一の六十	六十一の六十	六十一の六十	六十一の六十	六十一の六十	六十一の六十	六十一の六十	六十一の六十	六十一の六十	
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	不動産登記名義人表示変更(更正) 代位登記嘱託書	土地表示変更(更正) 代位登記嘱託書(その一) 建物表示変更(更正) 代位登記嘱託書(その二)	代位による建物所有権保存登記嘱託書
										条 三十一	条 三十一	条 三十一

に、

八十一の十	八十一の十	六十一の百二	六十一の百二	六十一の六十	六十一の六十	六十一の六十	六十一の六十	六十一の六十	六十一の六十	六十一の六十	六十一の六十
減額申告書 還付申請書	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の規定による不動産の取得に対する不動産取得税の減額申告書 還付申請書	(削除)	公売参加についての注意事項	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
付則八条の四	付則八条の四										
条の十	条の十		条 三十一								
に改	を	に、	を								

める。

第三号様式を次のように改める。

様

電話番号

福岡県 個人事業税納入済通知書
1 c 82

加入福岡県 個人事業税 務務所出納員 氏名	福岡県	口座 番号	16所得17 年	合計 金額	23 連番	24 円
年度	税目	整理 番号	課税29 事由	納付32 事由	課税33 事由	納期限
調定26	00	28	年度	事由	課税33	納期限

税額	35	円	課税事務所	領収日付印	106
延滞金額	46	円	福岡県		
合計金額	90	円	県税事務所		
住所					
氏名					

取引店
上記金額を受領したので 取りまとめ局 〒812 8794 受付局 取りまとめ局 加入者
通知します。 福岡県金事務センター (県税事務所送付用)

福岡県 個人事業税
納付書
加入者名 福岡県 県税事務所出納員
口座番号 年度

税額	円
延滞金額	円
合計金額	円
氏名	様
整理番号	
課税事務所	福岡県 県税事務所
領収日付印	

(金融機関保管用)

福岡県 個人事業税納税通知書 兼 領収証書
個人事業税は第1種事業、第2種事業、第3種事業を行う人で県内に事務所又は事業
所のある人に課税されます。
税率 第1種事業 % 第2種事業 % 第3種事業 % (%)
下記の年税額は、年分 分の所得に対し課税したものです。
この納付書は第1期納期分(月 日 ~ 月 日)の納付に使用してください。

整理番号	住所	氏名	課税年度	所得年	納期限	年 月 日
税額	延滞金額	合計金額				
円	円	円				

上記の金額を納付してください。
年 月 日
福岡県 県税事務所長
上記のとおり領収しました。

第 種事業	税率100分の	課税標準額	年 税 額	納付額
		円	円	円
納期	年 月 日から	年 月 日まで	納付額	円
	年 月 日から	年 月 日まで	納付額	円

納付場所は裏面に記載しています。(納税者交付用)

様

電話番号

福岡県 個人事業税納入済通知書

加入福岡県 個人事業税務所出納員 氏名	口座 番号	合計 金額	16所得17 年	23 連番	24
年度	税目	整理 番号	課税 年度	納付 事由	課税 年度
26	00	28	29	32	33
納定 事由				納付 事由	納期限

延滞金額	円	課税事務所	領収日付印	106
合計金額	円	福岡県 県税事務所		101
90				
住所 氏名				

取引店 上記金額を受領したので 取りまとめ局 〒812 8794 受付局 取りまとめ局 加入者
福岡県金事務所センター 通知します。

福岡県 個人事業税 納付書

加入者名	福岡県	県税事務所出納員
口座番号		年度

延滞金額	円
合計金額	円
氏名	
整理番号	
課税事務所	領収日付印
福岡県 県税事務所	

(金融機関保管用)

福岡県 個人事業税納付書兼領収証書

整理番号	
住所	
氏名	
課税年度	
所得年	
納期	2期分 第 種事業

延滞金額	円
合計金額	円
納期限	年 月 日

納付場所は裏面に記載しています。

上記のとおり領収しました。

領収日付印

(納税者交付用)

第3号様式その1の3 (第6条関係)

様

電話番号

福岡県 個人事業税納入済通知書

1
c
82

加入者名	福岡県 個人事業税納入済通知書	口座番号		合計金額	106
加入者名	福岡県 個人事業税納入済通知書	整理番号	16	所得年	23
年度	26	税目	3	納付32	24
課税事由	CD	課税年度	28	課税33	
		納付事由		納期限	

税額	35	円	課税事務所	101	領収日付印	106
延滞金額	46	円	福岡県			
合計金額	90	円	県税事務所			
住所						様
氏名						(県税事務所送付用)

取引店 上記金額を受領したので 取りまとめ局 千812 8794 受付局 取りまとめ局 加入者 通知します。 福岡県金庫センター

福岡県 個人事業税 納付書

加入者名	福岡県	県税事務所出納員		年度	
口座番号					

税額		円
延滞金額		円
合計金額		円
氏名		
整理番号		
課税事務所	領収日付印	
	福岡県 県税事務所	

(金融機関保管用)

福岡県 個人事業税納付通知書 兼 領収証書
個人事業税は第1種事業、第2種事業、第3種事業を行う人で県内に事務所又は事業所のある人に課税されます。
税率 第1種事業 % 第2種事業 % 第3種事業 % (%)
下記の年税額は 年分 分の所得に対し課税したものです。

整理番号	課税年度	年度	税額	円
住所			延滞金額	円
氏名			合計金額	円
課税標準額	前回	円	納期限	年 月 日
課税標準額	今回	円		
課税標準額	(増差)金額	円		
年税額	前回	円		
年税額	今回	円		
年税額	(増差)金額	円		
第1種事業	課税標準額	円		
第2種事業	課税標準額	円		
第3種事業	課税標準額	円		
税率100分の	年税額	円		

納期	年 月 日から	納付額	円
	年 月 日まで		
	年 月 日から		
	年 月 日まで		

この通知書による税額は、口座振替の対象になりませんので、この納付書で納付してください。
納付場所は裏面に記載しています。(納税者交付用)

第3号様式その1の4 (第6条関係)

(第1紙)

郵便はがき



個人事業税納税通知書(口座振替)

親展

様

福岡県

県税事務所

・裏面の開封方法を御覧ください

(第2紙)

納税通知書(口座振替)

様

年度 個人事業税

所得番号	年	年	年
課税標準額	円	円	円
税率	100分の	年	税額
納期	年	月	日から
納付額	円	年	月
納付額	円	年	月
納付額	円	年	月

上記の金額を納期の末日に下記の口座より振替します。

金融機関名
支店名
口座
口座名義人

1期分の口座振替日は 年 月 日です。

年 月 日

福岡県 県税事務所長

(第3紙)

納付について

あなたに賦課された個人事業税は、左記の金融機関の預金口座から納期限(納期の末日)に自動振替により課税されます。

個人事業税の法的根拠

事業税は、個人が行う第1種事業、第2種事業、第3種事業に対し、前年中の事業の所得又は当該年の1月1日から事業廃止の日までの事業の所得を課税標準として、それぞれの業種により $\frac{5}{100} \cdot \frac{4}{100} \cdot \frac{3}{100}$ の税率を乗じた税額で課税されます。(地方税法第72条の2第3項、第72条の4第97、第72条の49の13第1項、福岡県条例第20条の14第2項、第20条の19の2、第20条の19の4)

不服申し立てについて

- この税の賦課について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、福岡県知事に対し審査請求をすることができます。
なお、その際、審査請求書は正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出してください。
この処分は取消しの訴えは、上記の審査請求に対する判決を経た後になければ提起することができません。審査請求の判決を経た後、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に福岡県の訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消の訴えを提起することができます。
- 審査請求があった日から3ヶ月を経過しても判決がないとき。
- 処分、処分の執行又は手続きの履行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

延滞金について

口座振替日において残高不足等により口座振替が行えなかった場合には、口座振替日以降に納税催告用納付書を送付しますので、当該納付書により納税を行ってください。

なお、その際の延滞金の計算は、法律に基づき納期限(納期の末日)の翌日から計算されますので、あらかじめご了承ください。

その他

この納税通知書に関するお問い合わせは、左記の県税事務所の各係にお願います。
課税に関するものについては、課税課事業税係
口座振替納税に関するものについては、収納課 収納係

(用紙 各紙とも縦14.8cm横10cm)

第3号様式その1の5 (第6条関係)

(第1紙)

(第2紙)

(第3紙)

郵便はがき



納税額についてお知らせ
(個人事業税2期)

親展

様

福岡県 県税事務所

・裏面の開封方法を御覧ください

納税額についてお知らせ(口座振替)

様

年度 個人事業税2期

第 種事業

整理番号	
納付額(振替額)	円
納期限(振替日)	年 月 日

上記の金額を下記の口座より振替します。

金融機関名
支店名
口座名義人

年 月 日

福岡県 県税事務所長

納付について

あなたに賦課された個人事業税の2期分の税額は、左記の金融機関の預金口座から左記納期限に自動振替により納税されます。

延滞金について

口座振替日において残高不足等により口座振替が行えなかった場合には、口座振替日以降に納税催告用納付書を送付しますので、当該納付書により納税を行ってください。なお、その際の延滞金の計算は、法律に基づき左記の納期限の翌日から計算されますので、あらかじめご了承ください。

その他

この「お知らせ」に関するお問い合わせは、左記の県税事務所の各係にお願ひします。
課税に関するものについては、課税課・事業税係
口座振替納税に関するものについては、収税課・収納係

(用紙 各紙とも縦14.8cm横10cm)

第3号様式その2の1 (第6条関係)

様

電話番号

福岡県 不動産取得税納入済通知書

1
c
82

加入者名	福岡県 課税事務所出納員	口座番号	5	合計金額	17	23	連番	24
年度	税目 3	課税番号	29	年月	33			
調定	26	CD	28	課税年度	納付事由	32	課税	課税
事由								

税額	35	円	課税事務所	101	領収日付印	106
延滞金額	46	円	福岡県			
合計金額	90	円	県税事務所			
住所						
氏名	様 (県税事務所送付用)					

取引店 上記金額を受領したので通知します。 取りまとめ局 〒812 8794 福岡貯金事務所センター 受付局 取りまとめ局 加入者

福岡県 不動産取得税 納付書

加入者名	福岡県 課税事務所出納員	口座番号	年度
------	--------------	------	----

税額	円
延滞金額	円
合計金額	円
納期限	年 月 日
氏名	様
課税番号	領収日付印
課税事務所	福岡県 県税事務所

(金融機関保管用)

福岡県 不動産取得税納税通知書 兼 領収証書

課税番号	課税年度	年度
------	------	----

住所	氏名	共有者 外 名
----	----	---------

取の得内容	所在地	筆数又は棟数
-------	-----	--------

不動産	地目・構造	取得年月日	年 月 日
-----	-------	-------	-------

評価	価額	円
課税	標準額	円
税	率	%
合計	税額	円
延滞	金額	円
合計	金額	円
納	期	年 月 日

左記の金額を納付してください。

領収日付印

福岡県 県税事務所長 (納税者交付用)

納付場所は裏面に記載してあります。

(納税者交付用)

土地を取得された方
住宅用土地については、一定の要件を満たせば減額が受けられます。
中古住宅(マンションを含む)を取得された方
一定の要件を満たせば減額が受けられます。
上記の減額等についての軽減措置を受けるには申請が必要です。

詳しくは同封のチラシをご参照下さい。

この通知書は不動産取得税納税通知書です。
詳細は下欄に記載しております。納期限内に納付をお願いします。

第3号様式その2の2 (第6条関係)

不動産取得税の連帯納税義務について(お知らせ)
 不動産を共同(共有)で取得された方は、この税金についての連帯納税義務者となります。
 このたび取得されました不動産に対する不動産取得税の総額は右記の額となっておりましてこの総額の総額をそれぞれの方に通知しております。
 代表者として
 宛に納税通知書兼納付書を送付致して 電話番号
 おります。
 その納付書で、共同取得者の方々とご相談の上、納期限までに必ず納付してください。
 この通知書は、納付書ではありませんので、これでは納付できません。

様

住所 氏名	住所 氏名	住所 氏名	住所 氏名
住所 氏名	住所 氏名	住所 氏名	住所 氏名
住所 氏名	住所 氏名	住所 氏名	住所 氏名
住所 氏名	住所 氏名	住所 氏名	住所 氏名
住所 氏名	住所 氏名	住所 氏名	住所 氏名
住所 氏名	住所 氏名	住所 氏名	住所 氏名

住所 氏名	住所 氏名	住所 氏名
住所 氏名	住所 氏名	住所 氏名
住所 氏名	住所 氏名	住所 氏名
住所 氏名	住所 氏名	住所 氏名
住所 氏名	住所 氏名	住所 氏名
住所 氏名	住所 氏名	住所 氏名

福岡県 不動産取得税納税通知書

課税番号	課税年度	年度
住所		
氏名	共有者 外 名	
取の 内容 所在地	用 途	筆数又は棟数
取得原因	取得年月日	年 月 日
評価 標準額	円	円
課税標準額	円	円
税 率	%	%
税 額	円	円
合計税額	円	円
納 期	年 月 日	年 月 日

左記の金額を共同取得者の方々とご相談の上、納期限までに納付してください。

福岡県 県税事務所長

第3号様式その3の2 (第6条関係)

(第1紙)

1
福岡県自動車税

自動車税納税通知書・領収証書
兼納税証明書(継続検査用)

(公)

口座番号 加入者 福岡県 県税事務所出納員 号
税率 円 課税月数 月 第 号

(住所・氏名)

登録番号 1 福岡 北九州 2 久留米 3 筑豊 4 車種 ひら 5 かな 番号 号 CD

課税年度	年度分	期別	納付区分
税	額		
延滞金			
合計			
納期限	年 月 日		

上記の金額を納付してください。
年 月 日 印

福岡県 県税事務所長 _____

上記のとおり領収しました。

自動車税納税証明書
(継続検査用)
領収印のないもの又は有効期限
がで抹消してあるものは納税証
明になりません。
有効期限

年 月 日
納付場所は第2紙の裏面を御覧ください。(納税者交付用)

(第2紙)

2
福岡県自動車税

納付書・郵便振替依頼書

C # 1 2 3
7

(公)

口座番号 加入者 福岡県 県税事務所出納員 号
税率 円 課税月数 月 第 号

(住所・氏名)

登録番号 4 福岡 北九州 5 久留米 6 筑豊 7 車種 ひら 8 かな 番号 号 CD

課税年度	年度分	期別	納付区分
税	額		
延滞金	20		
合計	36		
納期限	年 月 日		

郵便振替依頼書 払出口座番号

上記金額を私名義の上記口座から払い出し、納付してください。

年 月 日 上記のとおり納付します。
49

払出請求人 氏名 _____ 印

財二業第894号承認 (金融機関保管用)

(第3紙)

3
福岡県自動車税

領収済通知書

C # 1 2 3
7

(公)

口座番号 加入者 福岡県 県税事務所出納員 号
税率 円 課税月数 月 第 号

(住所・氏名)

登録番号 4 福岡 北九州 5 久留米 6 筑豊 7 車種 ひら 8 かな 番号 号 CD

課税年度	年度分	期別	納付区分
税	額		
延滞金	20		
合計	36		
納期限	年 月 日		

取引店 福岡銀行 郵便局(〒) 支店

上記のとおり領収したので通知します。
44

領収日付印

(県税事務所送付用)

第3号様式その3の3 (第6条関係)

福岡県 自動車税 年度 納入済通知書

口座番号	加入者名	福岡県 県税事務所出納員	年度	納入済通知書
収納機番	納付番号	権認番号	納付区分	自動車
登録番号	CD	課税年度	年度	税目

納期限	平成 年 月 日	税額	円
氏名	延滞金	0	円
		合計額	円

収納代行 (株)セディナ (ご注意) パーコードがないものはコンビニエンスストアでは納付できません。

領収日付印

福岡県 自動車税 納付書 (店舗控)

加入者名	福岡県 県税事務所出納員
口座番号	
税額	円
延滞金	円
合計金額	円
納期限	年 月 日
納付者名	様
登録番号	

領収日付印

福岡県 自動車税 年度 納税通知書兼領収証書

口座番号	加入者名	福岡県 県税事務所出納員	税額	円
登録番号	納期限	平成 年 月 日	延滞金	円
	合計金額	円	領収日付印	

上記の金額を領収しました。

領収証紙・印紙は不要です。

自動車税納税証明書 (継続検査・構造変更検査用)

福岡県 県税事務所長

登録番号	
車台番号	
管理ID	
有効期限	年 月 日

領収日付印

お支払いの際は、切取なさい。お出しください。

この納税証明書は車検を受けるときに必要です。【車検証と一緒に保管してください。】

上記金額を受領したので通知します。(コンビニ本部控)

取引店 福岡銀行 取りまとめ店 郵便番号812 8794 ゆうちょ銀行 福岡貯金事務センター ATM取扱い不可

第3号様式その3の4 (第6条関係)

様

電話番号

福岡県 自動車税納入済通知書

1
c
82

加入者名	福岡県 自動車税事務所出納員	口座番号	16	登録番号	5	実績年分	23	氏名	24
年度	3	課税年度	28	課税事由	29	納付事由	32	納税	33
合計金額	17		延滞金額	23		合計金額	33		
納期限									

延滞金額	46	円	福岡県 課税事務所	101	領収日付印	106
合計金額	90	円	福岡県 課税事務所			
住所氏名	様					

取引店 上記金額を受領したので 取りまとめ局 〒812 8794 受付局 取りまとめ局 加入者 福岡県金事務所センター 通知します。

福岡県 自動車税 納付書

加入者名	福岡県 自動車税事務所出納員	実績年分	年度
------	----------------	------	----

税額	円
延滞金額	円
合計金額	円

登録番号	課税事務所	領収日付印
------	-------	-------

福岡県 課税事務所 (金融機関保管用)

福岡県 自動車税納税通知書・領収証書 兼 納税証明書(継続検査用)

登録番号	実績年分	住所	氏名	税額	延滞金額	合計金額	納期限
	年度		様	円	円	円	年 月 日

上記の金額を納付してください。
 福岡県 課税事務所長
 上記のとおり領収しました。
 自動車税納税証明書(継続検査用)
 有効期限 年 月 日
 領収印のないもの又は有効期限が**で抹消してあるものは納税証明にはなりません。
 納付場所は裏面に記載しています。

領収日付印
 (納税者交付用)

第3号様式その3の5 (第6条関係)

自動車税納税通知書(一括納付用)

住所又は所在地

氏名又は名称

様

区 分	年度自動車税
登 録 番 号	別添納付書一覧表のとおり
合 計 税 額	円
納 期 限	年 月 日
備 考	

上記のとおり別添納付書により納付してください。

年 月 日

福岡県 県税事務所長 印



納付場所 福岡県指定金融機関、福岡県収納代理金融機関、九州内の郵便局(沖縄県を除く)、福岡県の各県税事務所

法的根拠 地方税法第145条、福岡県税条例第48条

不服申立 1 この処分不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により福岡県知事に審査請求をすることができます。

なお、この審査請求書は、正、副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

延滞金 納期限後に納付(入)する場合には、次の例により1台毎の延滞金を計算して本税と併せて納付してください。

納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については特例基準割合を、それ以降は納付の日までの期間の日数に応じて年14.6%の割合を乗じて得た額となります。

なお、1件の税額が2,000円未満であるとき、又は延滞金額が1,000円未満であるときは、延滞金を納める必要はありません。

その他 ご不明の点のあるときは、所轄の県税事務所に問い合わせてください。

第 3 号様式その 3 の 6 (第 6 条関係)

納付書一覧表

御中

納付事務所 県税事務所

法定納期限 年 月 日

連番	調定事務所	件数	金額	円	納税証明書交付番号	備考

合 計

様

電話番号

福岡県 鉾区税納入済通知書

1
c
82

加入福岡県 県税事務所出納員 姓名	口座 番号	合計 金額	16 年	23 月	24 日
年度	税目 3	登録 番号	16 年	23 月	24 日
課定 26	OD 28	課税 29	納付 32	課税 33	納期限
事由					

税	額	35	円	課税事務所	101	領収日付印	106
延滞金額	46	円	福岡県				
合計金額	90	円	県税事務所				
住所 氏名	様						

(県税事務所送付用)

取引店 上記金額を受領したので 取りまとめ局 〒812 8794 受付局 取りまとめ局 加入者 福岡県金事務所 センター 通知します。

福岡県 鉾区税

納付書

加入者名	福岡県 県税事務所出納員	年度	
口座番号			

税	額	円
延滞金額		円
合計金額		円
氏名	様	

登録 番号	課税事務所	領収日付印
福岡県 県税事務所		

(金融機関保管用)

福岡県 鉾区税納税通知書 兼 領収証書

鉾区税	課税年度	年度	第	号
登録番号 (整理番号)	権登録	第		
課税標準	税率	課税月数	月分	
住所				
氏名	様			

税	額	円	
延滞金額		円	
合計金額		円	
納期限	年	月	日

上記の金額を納付してください。

福岡県

県税事務所長

上記のとおり領収しました。

領収日付印

納付場所は裏面に記載しています。

(納税者交付用)

様

電話番号

市区税の連帯納税義務について(お知らせ)

この納税通知書はあなたが共同で取得された鉱業権に対し、課税される市区税用の通知書です。共同鉱業権者は連帯納税義務者となりますので同じ税額をそれぞれ通知しております。ついては、納税に送付しました納付書に記載された税額を次の方とご相談の上、納期限までに納付してください。

住所 氏名	住所 氏名
住所 氏名	住所 氏名
住所 氏名	住所 氏名
住所 氏名	住所 氏名
住所 氏名	住所 氏名

福岡県 市区税納税通知書

課税年度	年度
登録番号	権登録第()号
年度・分	()年度()分
課税標準	
税率	円
課税日数	月分
住所	
氏名	様

税額	年 月 日
納期限	

上記の税額を共同取得者の方々と御相談の上、納期限までに納付してください。

福岡県 県税事務所長

年 月 日

第3号様式その5 (第6条関係)

(第1紙)

(第2紙)

(第3紙)

<input type="radio"/> (県税) 狩 猟 税 納 税 通 知 書 ・ 領 収 証 書	<input type="radio"/> (県税) 納 付 書 ・ 郵 便 振 替 依 頼 書	<input type="radio"/> (県税) 領 収 済 通 知 書																																																												
1	2	3																																																												
②	②	②																																																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">年度</td> <td style="width: 20%;">税</td> <td style="width: 20%;">率 (税額)</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>狩 猟 税</td> <td></td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(住所・氏名)</td> <td>第</td> <td>号</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">様</p>	年度	税	率 (税額)		狩 猟 税			円	(住所・氏名)		第	号	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">福岡公 番</td> <td style="width: 20%;">加入者</td> <td style="width: 20%;">福岡県 出納員</td> <td style="width: 40%;">県税事務所</td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>狩 猟 税</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(住所・氏名)</td> <td>第</td> <td>号</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">様</p>	福岡公 番	加入者	福岡県 出納員	県税事務所	年度	狩 猟 税			(住所・氏名)		第	号	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">福岡公 番</td> <td style="width: 20%;">加入者</td> <td style="width: 20%;">福岡県 出納員</td> <td style="width: 40%;">県税事務所</td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>狩 猟 税</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(住所・氏名)</td> <td>第</td> <td>号</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">様</p>	福岡公 番	加入者	福岡県 出納員	県税事務所	年度	狩 猟 税			(住所・氏名)		第	号																								
年度	税	率 (税額)																																																												
狩 猟 税			円																																																											
(住所・氏名)		第	号																																																											
福岡公 番	加入者	福岡県 出納員	県税事務所																																																											
年度	狩 猟 税																																																													
(住所・氏名)		第	号																																																											
福岡公 番	加入者	福岡県 出納員	県税事務所																																																											
年度	狩 猟 税																																																													
(住所・氏名)		第	号																																																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">狩 猟 滞 金</td> <td style="width: 20%;">税 万 千 百 十 円</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>延</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>納 期 限</td> <td></td> <td>年 月 日</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">上記の金額を納付してください。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">福岡県 県税事務所長 印</p> <p>納付場所 福岡県指定金融機関 福岡県収納代理金融機関 九州内の郵便局(沖縄県を 除く) 福岡県の各県税事務所</p> <p>詳しくは第2紙の裏面を 御覧ください。</p> <p>(裏面をよくお読みください。)(納税者交付用)</p>	狩 猟 滞 金	税 万 千 百 十 円				延					合 計					納 期 限		年 月 日			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">狩 猟 滞 金</td> <td style="width: 20%;">税 万 千 百 十 円</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>延</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>納 期 限</td> <td></td> <td>年 月 日</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>郵 便 振 替 依 頼 書 上記金額を私名義の下記 口座から払い出し、納付して ください。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>払出請求人 氏 名 印</p> <p>払出口座 番 号</p> <p style="text-align: center;">上記のとおり納 付します。</p> <p style="text-align: center;">領 収 日 付 印</p> <p>(金融期間保管用)</p>	狩 猟 滞 金	税 万 千 百 十 円				延					合 計					納 期 限		年 月 日			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">狩 猟 滞 金</td> <td style="width: 20%;">税 万 千 百 十 円</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>延</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>納 期 限</td> <td></td> <td>年 月 日</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>取引店</p> <p style="text-align: center;">福岡 銀行</p> <p style="text-align: center;">支 店</p> <p>上記のとおり 領収しましたか ら通知します。</p> <p style="text-align: center;">領 収 日 付 印</p> <p>取りまとめ 郵便局 (郵便番号)</p> <p>(県税事務所送付用)</p>	狩 猟 滞 金	税 万 千 百 十 円				延					合 計					納 期 限		年 月 日		
狩 猟 滞 金	税 万 千 百 十 円																																																													
延																																																														
合 計																																																														
納 期 限		年 月 日																																																												
狩 猟 滞 金	税 万 千 百 十 円																																																													
延																																																														
合 計																																																														
納 期 限		年 月 日																																																												
狩 猟 滞 金	税 万 千 百 十 円																																																													
延																																																														
合 計																																																														
納 期 限		年 月 日																																																												

第3号様式その6 (第6条関係)

(第1紙)

(第2紙)

(第3紙)

備考 第二期以降の分に使用する場合には、第一紙に代えて別紙を用いること。

<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">課税</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">1</td> <td style="width: 80%; text-align: center;">固定資産税納税通知書・領収証書 ㊦</td> </tr> </table>		課税	1	固定資産税納税通知書・領収証書 ㊦	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">課税</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">2</td> <td style="width: 80%; text-align: center;">納付書・郵便振替依頼書 ㊦</td> </tr> </table>		課税	2	納付書・郵便振替依頼書 ㊦	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">課税</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">3</td> <td style="width: 80%; text-align: center;">領収済通知書 ㊦</td> </tr> </table>		課税	3	領収済通知書 ㊦																																																															
課税	1	固定資産税納税通知書・領収証書 ㊦																																																																											
課税	2	納付書・郵便振替依頼書 ㊦																																																																											
課税	3	領収済通知書 ㊦																																																																											
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">年度</td> <td style="width: 20%;">課税標準額</td> <td style="width: 20%;">税率</td> <td style="width: 40%;">年税額</td> </tr> <tr> <td>定 期 分</td> <td>円</td> <td>1.4 100</td> <td>円</td> </tr> </table>		年度	課税標準額	税率	年税額	定 期 分	円	1.4 100	円	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">福回公</td> <td style="width: 20%;">番加入者</td> <td style="width: 20%;">福回県</td> <td style="width: 40%;">県税事務所出納員</td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>年度</td> <td>固定資産税</td> <td></td> </tr> </table>		福回公	番加入者	福回県	県税事務所出納員	年度	年度	固定資産税		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">福回公</td> <td style="width: 20%;">番加入者</td> <td style="width: 20%;">福回県</td> <td style="width: 40%;">県税事務所出納員</td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>年度</td> <td>固定資産税</td> <td></td> </tr> </table>		福回公	番加入者	福回県	県税事務所出納員	年度	年度	固定資産税																																																	
年度	課税標準額	税率	年税額																																																																										
定 期 分	円	1.4 100	円																																																																										
福回公	番加入者	福回県	県税事務所出納員																																																																										
年度	年度	固定資産税																																																																											
福回公	番加入者	福回県	県税事務所出納員																																																																										
年度	年度	固定資産税																																																																											
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">納期分</td> <td style="width: 20%;">納期1期</td> <td style="width: 20%;">納期2期</td> <td style="width: 40%;">納期3期</td> </tr> <tr> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>年 月 日</td> <td>年 月 日</td> <td>年 月 日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table>		納期分	納期1期	納期2期	納期3期	円	円	円	円	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">延滞金</td> <td style="width: 20%;">合計額</td> <td style="width: 20%;">納期限</td> <td style="width: 40%;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		延滞金	合計額	納期限	年 月 日					<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">延滞金</td> <td style="width: 20%;">合計額</td> <td style="width: 20%;">納期限</td> <td style="width: 40%;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		延滞金	合計額	納期限	年 月 日																																																
納期分	納期1期	納期2期	納期3期																																																																										
円	円	円	円																																																																										
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日																																																																										
延滞金	合計額	納期限	年 月 日																																																																										
延滞金	合計額	納期限	年 月 日																																																																										
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">税 額</td> <td style="width: 20%;">百</td> <td style="width: 20%;">十</td> <td style="width: 20%;">万</td> <td style="width: 20%;">千</td> <td style="width: 20%;">百</td> <td style="width: 20%;">十</td> <td style="width: 20%;">円</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		税 額	百	十	万	千	百	十	円	延滞金								合計額								<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">税 額</td> <td style="width: 20%;">百</td> <td style="width: 20%;">十</td> <td style="width: 20%;">万</td> <td style="width: 20%;">千</td> <td style="width: 20%;">百</td> <td style="width: 20%;">十</td> <td style="width: 20%;">円</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		税 額	百	十	万	千	百	十	円	延滞金								合計額								<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">税 額</td> <td style="width: 20%;">百</td> <td style="width: 20%;">十</td> <td style="width: 20%;">万</td> <td style="width: 20%;">千</td> <td style="width: 20%;">百</td> <td style="width: 20%;">十</td> <td style="width: 20%;">円</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		税 額	百	十	万	千	百	十	円	延滞金								合計額							
税 額	百	十	万	千	百	十	円																																																																						
延滞金																																																																													
合計額																																																																													
税 額	百	十	万	千	百	十	円																																																																						
延滞金																																																																													
合計額																																																																													
税 額	百	十	万	千	百	十	円																																																																						
延滞金																																																																													
合計額																																																																													
<p>(住所・氏名) 第 号</p>		<p>(住所・氏名) 第 号</p>		<p>(住所・氏名) 第 号</p>																																																																									
<p>上記の金額を納付してください。</p> <p>年 月 日 福岡県 県税事務所 様</p>		<p>郵便振替依頼書</p> <p>上記金額を私名義の下記口座から払い出し、納付してください。</p> <p>年 月 日 印</p> <p>払出請求人 氏</p> <p>私出口座番</p>		<p>取引店 福 岡 銀 行 店</p> <p>取引店 福 岡 支 店</p> <p>上記のとおり領収したので通知します。</p> <p>領 収 日 付 印</p> <p>取りまとめ 郵便局 (郵便番号)</p>																																																																									
<p>納付場所 福岡県指定金融機関 福岡県収納代理金融機関 九州内の郵便局(沖縄県を除く) 福岡県の各県税事務所</p> <p>詳しくは第2紙の裏面を御覧ください。</p>		<p>上記のとおり領収しました。</p> <p>領 収 日 付 印</p>		<p>領 収 日 付 印</p>																																																																									
<p>(裏面をよくお読みください。)</p>		<p>(納税者交付用)</p>		<p>(金融機関保管用)</p>																																																																									

(第1紙)

県税

分 領 収 証 書 ㊟

年度 固定資産税

(住所・氏名) 第 号

様

税 額	百	十	万	千	百	十	円
延滞金							
合 計 額							
納 期 限	年 月 日						

上記の金額を納付してください。

印

年 月 日

福岡県

県税事務所長



納付場所

福岡県指定金融機関

福岡県収納代理金融機関

九州内の郵便局(沖縄県を

除く)

福岡県の各県税事務所

詳しくは第2紙の裏面を御

覧ください。

上記のとおり領収し
ました。

領 収 日 付 印

(裏面をよくお読みください。) (納税者交付用)

第3号様式その7 (第6条関係)

税 納 税 通 知 書

住所又は所在地
氏名又は名称

様

年度	税	
課 税 標 準 額	税 率	税 額
円		円
納 期 限	年 月 日	
備 考		

上記のとおり納付してください。

年 月 日

福岡県 県税事務所長

印

納付場所 福岡県指定金融機関、福岡県収納代理金融機関、九州内の郵便局（沖縄県を除く）、福岡県の各県税事務所

法的根拠 地方税法第 条、福岡県税条例第 条

不服申立て 1 この税の賦課について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に福岡県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、この審査請求書は、正、副2通を提出しなければなりません。が、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。

2 この処分取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

延滞金 納期限後に納付(入)する場合には、次の例により延滞金を計算して本税と併せて納付してください。

なお、1件の税額が2,000円未満であるとき、又は延滞金額が1,000円未満であるときは、延滞金を納める必要はありません。

その他 ご不明の点のあるときは、所轄の県税事務所に問い合わせてください。

備考 この様式は、自動車取得税又は軽油引取税を普通徴収の方法によって徴収する場合に使用すること。

第3号様式その8 (第6条関係)

県たばこ税納税通知書

住所又は所在地
氏名又は名称

様

		年 度	
課税標準額	売渡し又は消費等の合計本数		本
	小売定価の合計額		円
税 率	従 量 割		
	従 価 割		
税 額	従 量 割 額 (×)		円
	従 価 割 額 (×)		円
	合 計 (+)		円
備 考			

上記のとおり納付してください。

年 月 日

福岡県 県税事務所長 印

納付場所 福岡県指定金融機関、福岡県収納代理金融機関、九州内の郵便局（沖縄県を除く）、福岡県の各県税事務所

法的根拠 地方税法第 条、福岡県税条例第 条

不服申立て 1 この税の賦課について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に福岡県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、この審査請求書は、正、副2通を提出しなければなりません。が、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。

2 この処分取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

延滞金 納期限後に納付(入)する場合には、次の例により延滞金を計算して本税と併せて納付してください。

なお、1件の税額が2,000円未満であるとき、又は延滞金額が1,000円未満であるときは、延滞金を納める必要はありません。

そ の 他 ご不明の点のあるときは、所轄の県税事務所に問い合わせてください。

第九号様式を次のように改める。

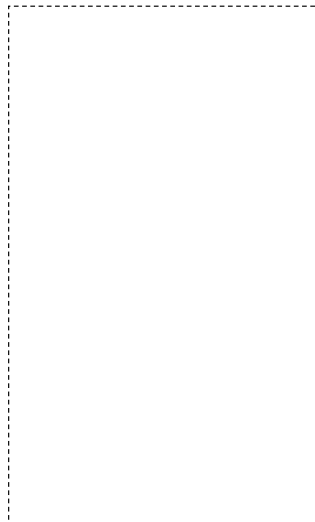
第9号様式その1 (第10条関係)

担保提供書

担保物件の表示

債権額 金 円
内訳 別紙のとおり

延滞金の額 地方税法所定の額



平成 年 月 日福岡県 県税事務所の県税徴収猶予(換価猶予)に係る
平成 年 月 日抵当権設定の納税担保として標記の物件を提供します。
(又は、所有者の同意を得て標記の物件を提供します。)

平成 年 月 日
納税者 住所
氏名



(上記の担保提供に同意します。)

平成 年 月 日
所有者 住所
氏名



福岡県 県税事務所長 殿

- 備考
- 1 地方税法第十六条の規定により担保を提供する場合に使用すること。
 - 2 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改めること。
 - 3 2部(法務局提出用・控え用)提出させること。
 - 4 管轄法務局の異なる複数の物件がある場合、それぞれで提出すること。

第9号様式その2 (第10条関係)

担 保 提 供 書

自動車の表示「別紙のとおり」

年度 税に係る地方団体の徴収金として確定しているものの合計金 円
及び未確定の延滞金額について よる納税担保として、上記担保物を提供しま
す。

(なお、上記担保物に抵当権を設定することを承諾します。)

年 月 日

福岡県 県税事務所長

納税者 住所 氏名 印

所有者 住所 氏名 印

上記は、担保提供書と相違ないことを認証する。

年 月 日

福岡県 県税事務所長

氏 名印

備考 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を
「福岡県知事」に改めること。

第九号の二様式を次のように改める。

第9号の2様式 (第10条関係)

抵当権設定登記承諾書

原 因 平成 年 月 日福岡県 県税事務所の県税徴収猶予
(換価猶予)に係る平成 年 月 日抵当権設定

納 税 者 住所
氏名

債 権 額 金 円
内訳 別紙のとおり

延滞金の額 地方税法所定の額

末記物件に上の抵当権設定の登記をすることを承諾します。

平成 年 月 日

設定者 住所
氏名

印



福岡県 県税事務所長 殿

不動産の表示

連絡先			
氏名		電話	局 番
			内線 番

- 備考 1 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改めること。
2 印鑑証明書を添付のこと。

第十号の三様式から第十号の五様式までを次のように改める。

第10号の3様式から第10号の5様式まで 削除

第十号の九様式を次のように改める。


第10号の9様式（第10条関係）

保全担保提供書

- 1 担保物件の表示
- 2 元本極度額 金 円
- 3 延滞金 地方税法所定の額

平成 年 月 日福岡県 県税事務所の県税保全担保に係る
 平成 年 月 日根抵当権設定の納税担保として標記の物件を提供します。
 （又は、所有者の同意を得て標記の物件を提供します。）

平成 年 月 日

特別徴収義務者（納税者）	住所	印
	氏名	

（上記の担保提供に同意します。）

設定者	住所	印
	氏名	

福岡県 県税事務所長 殿

- 備考
- 1 地方税法第16条の3又は第144条の20の規定により担保を提供する場合に使用すること。
 - 2 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改めること。
 - 3 2部（法務局提出用・控え用）提出させること。
 - 4 管轄法務局の異なる複数の物件がある場合、それぞれで提出すること。

第十号の様式を次のように改める。

第10号の10様式 (第10条関係)

根 抵 当 権 設 定 登 記 承 諾 書

原 因 平成 年 月 日福岡県 県税事務所の県税保全担保に係る
平成 年 月 日根抵当権設定

納 税 者 住所
氏名

元 本 極 度 額 金 円

延 滞 金 の 額 地方税法所定の額

末記物件に上の根抵当権設定の登記をすることを承諾します。

平成 年 月 日

設 定 者 住所 印
氏名

福岡県 県税事務所長 殿

不動産の表示

連 絡 先			
氏名		電話	局 番 内線 番

- 備考 1 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改めること。
2 印鑑証明書を添付のこと。

第十号の十二様式を次のように改める。

第十一号の様式を次のように改める。

第11号の2様式 削除

第十二号様式を次のように改める。

第13号様式 削除

第二十七号様式を次のように改める。

第27号様式その1 (第18条関係)

(表)
 法人の 事業税 に係る 更正 決定 及び 過少申告加算金 不申告加算金 重加算金 額 決定通知書 納額告知書
 県 民 税
 地方 法人 特別 税

本店所在地	
法人名	様
代表者	様

年 月 日
 福岡県 県税事務所長 印

下記のとおり更正・決定したので通知します。下記不足税額、過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金並びに当該不足税額に係る法定納期限の翌日から納付の日までの延滞金を合計した金額を別紙納付書により、
 福岡県内の郵便局または
 指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関、
 に納付してください。

申告期限	当初	今回	申告日	当初	今回
期末現在の資本金の額又は出資金の額					
期末現在の資本金等の額又は連結個別資本金等の額					

事業年度 から まで

法人事業税 ()

法人県民税 ()

区分	課税標準額 円	税率	税 額
所 得 割	総 額		
		100	
		100	
		100	
計			
軽減税率不適用法人の金額		100	
付加価値割	総 額		
	付 加 価 値 額	100	
資本割	総 額		
	資 本 金 等 の 額	100	
収入割	総 額		
	収 入 金 額	100	
合 計 事 業 税 額			

区分	税 額 円
課税標準となる法人税額	総 額
法人税割額	本 県 分
外国人の法人税額等控除額	
仮装経理に基づく控除額	
利子割額の控除額(控除した金額)	
差 引 税 額	
納 付 確 定 分	
租税条約の実施に係る控除額	
既還付請求利子割額が過大である場合の納付額	
差 引 増 減 税 額	
事務所等を有していた月数	
均等割	円 × $\frac{1}{12}$
納 付 確 定 分	
差 引 増 減 税 額	

利子割額に関する計算	
利 子 割 額	納 付 確 定 分
控 除 し た 金 額	差 引 増 減 税 額
控除することができなかった金額	地方 所得割に係る特別税
既に還付を請求した利子割額	地方 収入割に係る特別税
既還付請求利子割額が過大である場合の納付額	地方 納付確定分
	地方 差引増減税額

分割基準	福岡県
県 民 税	総 額
事 業 税 1	福岡県
	総 額
事 業 税 2	福岡県
	総 額

法人事業税・地方法人特別税	過少申告加算金	通常分		× $\frac{1}{100}$	
		加重分		× $\frac{1}{100}$	
		既に納付の確定した当期分の加算金		差引増減税額	
	不申告加算金	適用分		× $\frac{1}{100}$	
		適用分		× $\frac{1}{100}$	
		加重分		× $\frac{1}{100}$	
		既に納付の確定した当期分の加算金		差引増減税額	
	重加算金	適用分		× $\frac{1}{100}$	
	適用分		× $\frac{1}{100}$		
	既に納付の確定した当期分の加算金		差引増減税額		

国税処理年月日	
重加対応所得金額	
重加対応付加価値額	
重加対応資本金等の額	
重加対応収入金額	
福岡県分重加対応税額	
還付となる利子割額	

(裏)

不服申立てについて

1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、福岡県知事に対し審査請求をすることができます。

なお、この審査請求書は、正、副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。

審査請求の判決を経た後は、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3ヶ月を経過しても判決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第27号様式その2 (第18条関係)

県民税利子割 更正・決定 通知書
納額告知書

年 月 日

郵便番号
所在地

名称

特別徴収義務者番号

福岡県 県税事務所長

実績年月 利子等の種類	申告期限 申告日 更正請求日	課税標準額	税 額	加 算 金			
		更正・決定額 既確定額 差引増減額 (円)	更正・決定額 既確定額 差引増減額 (円)	種別	基礎となる税額 (千円)	率 %	加算金額 (円)

指定納期限 年 月 日 納入(付)すべき合計額 円
還付される合計額 円

更正・決定理由	
加算金決定理由	

摘 要	
-----	--

不服申立てについて

- この更正又は決定の処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に対し審査請求をすることができます。
なお、その際、請求書は正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとさせていただきます。
- この更正又は決定の処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提出することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)福岡地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

延滞金について

法定納期限の翌日から納入(付)の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年(365日)14.6パーセント(更正・決定による納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年(365日)7.3パーセント)の割合で計算した延滞金額(100円未満の端数があるとき、またはその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は、その全額を切り捨てる。)を加算して納入(付)してください。

注 年7.3%の割合の期間に、平成12年1月1日以降が含まれる場合には、公定歩合により、平成12年1月1日以降の期間に適用する割合が変わる場合があります。

第27号様式その3 (第18条関係)

(表)

年度 月分から 月分までの県たばこ税更正・決定通知書
納額告知書

業者コード		住所又は所在地	
登録番号		氏名又は名称	

地方税法第 条第 項の規定により下記のとおり更正・決定したので、下記不足税額、過少申告加算金、税 第 号申告加算金及び重加算金並びに当該不足税額に係る法定納期限の翌日から納付の日までの延滞金を合計した金額を別紙納付書により 年 月 日までに福岡県指定金融機関、福岡県収納代理金融機関、福岡県内の郵便局又は福岡県 県税事務所に納付してください。

年 月 日

福岡県 県税事務所長

月別	更正・決定によるもの		既に納付が確定している税額	差引不足税額 (-) 又は申告税額	過少申告加算	不申告加算	重加算金
	課税標準数量	税 額					
	円	本	円	円	率	率	率
	円	本	円				
	計	本	円		金額	金額	金額
	円	本	円	円	率	率	率
	円	本	円				
	計	本	円		金額	金額	金額
	円	本	円	円	率	率	率
	円	本	円				
	計	本	円		金額	金額	金額
	円	本	円	円	率	率	率
	円	本	円				
	計	本	円		金額	金額	金額
	円	本	円	円	率	率	率
	円	本	円				
	計	本	円		金額	金額	金額
	円	本	円	円	率	率	率
	円	本	円				
	計	本	円		金額	金額	金額
	円	本	円	円	率	率	率
	円	本	円				
	計	本	円		金額	金額	金額
合 計		本	円	円		円	円

(裏)

不服申立てについて

- 1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、福岡県知事に対し審査請求をすることができます。なお、この審査請求書は、正、副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日から3ヶ月を経過しても判決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

延滞金について

法定納期限の翌日から納入(付)の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年(365日)14.6パーセント(更正・決定による納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年(365日)7.3パーセント)の割合で計算した延滞金額(100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)を加算して納入(付)してください。

注 年7.3%の割合の期間に、平成12年1月1日以降が含まれる場合には、公定歩合により、平成12年1月1日以降の期間に適用する割合が変わる場合があります。

延滞金額は県税事務所へ確認してください。

第27号様式その4 (第18条関係)

年度 月分から 月分までの 税

通知書
に係る更正・決定 納額告知書

組合名		住所	
登録番号	屋号	氏名	様
業態			

地方税法第 条第 項の規定により下記のとおり更正・決定したので、下記不足税額、過少申告加算金・不申告加算金及び重加算金並びに当該不足税額に係る法定納期限の翌日から納入(付)の日までの延滞金を合計した金額を別紙納入(付)書により 年 月 日までに福岡県指定金融機関、福岡県収納代理金融機関、福岡県内の郵便局、福岡県 県税事務所に納入(付)してください。

印

年 月 日

福岡県 県税事務所長

月別	更正・決定によるもの			既に納入(付)の確定している税額	差引過不足税額 - 又は申告税額	過少申告加算金		不申告加算金		重加算金	
	課税標準	税率	税額			率	金額	率	金額	率	金額
			円	円	円	100	円	100	円	100	円
						100		100		100	
						100		100		100	
						100		100		100	
						100		100		100	
						100		100		100	
						100		100		100	
						100		100		100	
						100		100		100	
						100		100		100	
合計						100		100		100	

不服申立てについて

- 1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、福岡県知事に対し審査請求をすることができます。なお、この審査請求書は、正、副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日から3ヶ月を経過しても判決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

延滞金について

法定納期限の翌日から納入(付)の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年(365日)14.6パーセント(更正・決定による納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年(365日)7.3パーセント)の割合で計算した延滞金額(100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)を加算して納入(付)してください。

- 注** 年7.3%の割合の期間に、平12年1月1日以降が含まれる場合には、公定歩合により、平成12年1月1日以降の期間に適用する割合が変わる場合があります。
- 延滞金額は県税事務所へ確認してください。

第27号様式その5 (第18条関係)

自動車取得税に係る更正・決定 通知書
納額告知書

納税義務者	住所			
	氏名		自動車登録 又は届出番号	
自動車取得税	区分	課税標準額	税率	税額
	更正・決定によるもの	円	100	円
	既に納付の確定しているもの		100	
	差引過不足税額			
加算金	区分	過不足税額	率	加算金額
	過少申告加算金額	円	100	円
	不申告加算金額		100	
	重加算金額		100	
	合計			
法定納期限	年 月 日	納付場所	福岡県指定金融機関、福岡県収納代理金融機関、福岡県内の郵便局 福岡県 県税事務所	

地方税法第 条第 号の規定により上記のとおり更正・決定したので、上記不足税額、過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金並びに当該不足税額に係る法定納期限の翌日から納付の日までの延滞金を合計した金額を別紙納付書により 年 月 日までに納付してください。

年 月 日

印
福岡県 県税事務所長

不服申立てについて

- この処分不服があるときは、この書面を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により福岡県知事に審査請求することができます。
なお、この審査請求書は、正、副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

延滞金について

法定納期限の翌日から納入(付)の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年(365日)14.6パーセント(更正・決定による納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年(365日)7.3パーセント)の割合で計算した延滞金額(100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)を加算して納入(付)してください。

注 年7.3%の割合の期間に、平成12年1月1日以降が含まれる場合には、公定歩合により、平成12年1月1日以降の期間に適用する割合が変わる場合があります。
延滞金額は県税事務所へ確認してください。

第27号様式その6 (第18条関係)

県民税配当割 更正・決定 通知書
納額告知書

年 月 日

郵便番号
所在地

名称

特別徴収義務者番号

福岡県 県税事務所長

実績年月	申告期限 申告日 更正請求日	課税標準額	税 額	加 算 金			
		更正・決定額 既確定額 差引増減額(円)	更正・決定額 既確定額 差引増減額(円)	種別	基礎となる税額 (千円)	率 %	加算金額 (円)

指定納期限 年 月 日 納入(付)すべき合計額 円
還付される合計額 円

更正・決定理由	
加算金決定理由	
摘 要	

不服申立てについて

- この更正又は決定の処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に対し審査請求をすることができます。
なお、その際、請求書は正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとさせていただきます。
- この更正又は決定の処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提出することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)福岡地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

延滞金について

法定納期限の翌日から納入(付)の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年(365日)14.6パーセント(更正・決定による納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年(365日)7.3パーセント)の割合で計算した延滞金額(100円未満の端数があるとき、またはその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は、その全額を切り捨てる。)を加算して納入(付)してください。

注 年7.3%の割合の期間に、平成12年1月1日以降が含まれる場合には、公定歩合により、平成12年1月1日以降の期間に適用する割合が変わる場合があります。

第27号様式その7 (第18条関係)

県民税株式等譲渡所得割 更正・決定 通知書
納額告知書

年 月 日

郵便番号
所在地

名称

特別徴収義務者番号

福岡県 県税事務所長

実績年月	申告期限 申告日 更正請求日	課税標準額		税 額		加 算 金		
		更正・決定額 既確定額 差引増減額 (円)	更正・決定額 既確定額 差引増減額 (円)	種別	基礎となる税額 (千円)	率 %	加算金額 (円)	

指定納期限 年 月 日 納入(付)すべき合計額 円
還付される合計額 円

更正・決定理由	
加算金決定理由	
摘 要	

不服申立てについて

- この更正又は決定の処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に対し審査請求をすることができます。
なお、その際、請求書は正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとさせていただきます。
- この更正又は決定の処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提出することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)福岡地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

延滞金について

法定納期限の翌日から納入(付)の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年(365日)14.6パーセント(更正・決定による納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年(365日)7.3パーセント)の割合で計算した延滞金額(100円未満の端数があるとき、またはその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は、その全額を切り捨てる。)を加算して納入(付)してください。

注 年7.3%の割合の期間に、平成12年1月1日以降が含まれる場合には、公定歩合により、平成12年1月1日以降の期間に適用する割合が変わる場合があります。

第五十二号様式を次のように改める。

第52号様式（第31条関係）

交付 第 号

債 権 差 押 通 知 書											第 号	
(債 務 者)											年 月 日	
福岡県 県税事務所 福岡県徴税吏員											(印)	
下記のとおり、滞納金額を徴収するため、債権を差し押えますので履行期限までに当福岡県 県税事務所あて支払ってください。この通知を受けた後、債権者に対して支払ってもその支払は無効です。												
1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により福岡県知事に審査請求することができます。												
なお、この審査請求書は、正、副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。												
2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。												
(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。												
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。												
(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。												
(債権者)	住 (居) 所											
	氏 名											
滞 納 金 額	課税番号	年 度	年 月 分	税 目	納期限	税 額	延 滞 金 額	加算金額	滞 納 処 分 費	摘 要		
						円	法律による金額	円	法律による金額			
							円		円			
								法律による金額		法律による金額		
							法律による金額		法律による金額			
本書作成の日までに徴収すべき金額								万	千	百	十	円
差 押 債 権	債 務 者 住(居)所											
	氏 名											
履 行 期 限		年 月 日										

注 印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。

- 備考 1 給料等の差押えを行うときは、付表(債権(給与)差押通知書付表)を必要に応じ通知書に添付するなど、債務者あて送達すること。この場合において、滞納者の同意があつたときは、第59号様式の「給料等制限外差押承諾書」を添付して送達すること。
- 2 この通知書は、第48号様式その2の「差押調書」とあわせて複写により作成すること。
- 3 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所 福岡県徴税吏員」を「福岡県総務部税務課 福岡県徴税吏員」に、「福岡県 県税事務所」を「福岡県」に、「審査請求」を「異議申立て」に改め、「なお、その際、審査請求書は正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。
- 4 この通知書は、お知らせ(第61号の92様式)を添付して交付すること。

(裏)

国税徴収法第76条(給与の差押禁止)

- 1 給料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する給与に係る債権(以下「給料等」という。)については、次に掲げる金額の合計額に達するまでの部分の金額は、差し押えることができない。この場合において、滞納者が同一の期間につき2以上の給料等の支払を受けるときは、その合計額につき、第4号又は第5号に掲げる金額に係る限度を計算するものとする。
 - 一 所得税法第183条(給与所得に係る源泉徴収義務)、第190条(年末調整)、第192条(年末調整に係る不足額の徴収)、又は第212条(非居住者等の所得に係る源泉徴収義務)の規定によりその給与等につき徴収される所得税に相当する金額
 - 二 地方税法第321条の3(個人の市町村民税の特別徴収)その他の規定によりその給与等につき特別徴収の方法によって徴収される道府県民税及び市町村民税に相当する金額
 - 三 健康保険法(大正11年法律第70号)第78条第1項(報酬からの保険料の控除)その他の法令の規定によりその給与等から控除される社会保険料(所得税法第74条第2項(社会保険料控除)に規定する社会保険料をいう。)に相当する金額
 - 四 滞納者(その者と生計を一にする親族を含む。)に対し、これらの者が所得を有しないものとして生活保護法(昭和25年法律第144号)第12条(生活扶助)に規定する生活扶助の給付を行うこととした場合におけるその扶助の基準となる金額で給料等の支給の基礎となった期間に応ずるものを勘案して政令で定める金額
 - 五 その給料等の金額から前各号に掲げる金額の合計額を控除した金額の $\frac{20}{100}$ に相当する金額(その金額が前号に掲げる金額の2倍に相当する金額をこえるときは、当該金額)
- 2 給料等に基づき支払を受けた金銭は、前項第4号及び第5号に掲げる金額の合計額に、その給料等の支給の基礎となった期間の日数のうち差押の日から次の支払日までの日数の占める割合を乗じて計算した金額を限度として、差し押えることができない。
- 3 賞及びその性質を有する給与に係る債権については、その支払を受けるべき時における給料等とみなして、第1項の規定を適用する。この場合において、同項第4号又は第5号に掲げる金額に係る限度の計算については、その支給の基礎となった期間が1月であるものとみなす。
- 4 退職手当及びその性質を有する給与に係る債権(以下「退職手当等」という。)については、次に掲げる金額の合計額に達するまでの部分の金額は、差し押えることができない。
 - 一 所得税法第199条(退職所得に係る源泉徴収義務)又は第212条の規定によりその退職手当等につき徴収される所得税に相当する金額
 - 二 第1項第2号及び第3号中「給料等」とあるのを「退職手当等」として、これらの規定を適用して算定した金額
 - 三 第1項第4号に掲げる金額で同号に規定する期間を1月として算定したものの3倍に相当する金額
 - 四 退職手当等の支給の基礎となった期間が5年をこえる場合には、そのこえる年数1年につき前号に掲げる金額の $\frac{20}{100}$ に相当する金額
 - 五 第1項、第2項及び前項の規定は、滞納者の承諾があるときは適用しない。

国税徴収法施行令第34条(給料等の差押禁止の基礎となる金額)

法第76条第1項第4号(給料等の差押禁止の基礎となる金額)に規定する政令で定める金額は、滞納者の給料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する給与に係る債権の支給の基礎となった期間1月ごとに100,000円(滞納者と生計を一にする配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))その他親族があるときは、これらの者1人につき45,000円を加算した金額)とする。

第五十四号様式を次のように改める。

第54号様式 (第31条関係)

交付 第 号

差 押 書 第 号

年 月 日 印

福岡県 県税事務所長
福岡県徴税吏員

様

下記のとおり、滞納金額を徴収するため、財産を差し押えます。

1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により福岡県知事に審査請求することができます。
なお、この審査請求書は、正、副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

滞納者	住(居)所												
	氏名												
滞納金額	年度	税目	課税番号	年月分		納期限	税額	延滞金額	加算金額	摘要			
				調定事由	連番						円	法律による金額	円
							円	法律による金額	円				
	滞納処分費(法律による金額)						円						
	本書作成の日までに徴収すべき金額						千	百	十	万	千	百	十
差押財産													
	連絡先	所 属	氏 名	電 話									
		課 係		番									

注 印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。

- 備考 1 この差押書は、国税徴収法第68条第1項に規定する不動産、同法第70条第1項に規定する船舶及び航空機、同法第71条第1項に規定する自動車及び建設機械並びに同法第72条第1項に規定する第三債務者等がない無体財産権等を差し押さえるときに使用すること。
- 2 この差押書は、第48号様式その3の「差押調書」とあわせて複写により作成すること。
- 3 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所」を「福岡県総務部税務課」に、「審査請求」を「意義申立て」に改め、「なお、その際、審査請求書は正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。

第五十七号様式を次のように改める。

第57号様式（第31条関係）（第三債務者等のある無体財産権等用）

交付 第 号

差 押 通 知 書 第 号											
(第三債務者等)					年 月 日						
					福岡県 県税事務所 福岡県徴税吏員						
<p>下記のとおり、滞納金額を徴収するため、財産を差し押えます。</p> <p>1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により福岡県知事に審査請求することができます。</p> <p>なお、この審査請求書は、正、副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>											
滞納者	住 所										
	氏 名										
滞納金額	課税番号	年度	年月分	税目	納期限	税 額	延滞金額	加 算 額	滞納処分費	摘要	
						円	法律による金額	円	法律による金額		
							円		円		
								法律による金額		法律による金額	
文書作成の日までに徴収すべき金額							万	千	百	十	円
差 財 押 産											

注 印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。

- 備考 1 この通知書は、国税徴収法第73条第1項に規定する第三債務者等がある無体財産権等(電話加入権を除く。)を差し押えるときに使用すること。
- 2 この通知書は、第48号様式その4の「差押調書」とあわせて複写により作成すること。
- 3 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所」を「福岡県総務部税務課」に、「審査請求」を「異議申立て」に改め、「なお、その際、審査請求書は正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。

第六十一号の二様式を次のように改める。

第61号の2様式その1 (第31条関係) (一般用)

捜 索 調 書								第 号			
福岡県 県税事務所 福岡県徴税吏員								年 月 日 ⑩			
滞納処分のため下記のとおり検索しましたので、国税徴収法第146条第1項の規定の例により、この調書を作ります。											
滞納者	住(居)所										
	氏名										
滞納金額	課税番号	税 目	納 期 限	税 額	延滞金額	加算金額	滞納処分費	備 考			
	年月分										
			. .		法律による金額 円		法律による金額 円				
			. .								
			. .								
			. .								
			. .								
			. .								
	本書作成の日までに徴収すべき金額				百	十	万	千	百	十	円
	検索した場所 又は物										
検索した日時	年 月 日	午 前 後	時	分	から	午 前 後	時	分	まで		
備考											
上記の検索に立ち会い検索調書謄本を受領しました。 立会人 () ⑩											
検索調書謄本(検索を受けた者あて)を受領しました。 年 月 日 () ⑩											

注 印の欄に掲げた金額は、この調書作成の日までのものです。
備考 1 国税徴収法第146条第1項の例による文書に使用すること。
2 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所」を「福岡県総務部税務課」に改めること。

第61号の2様式その2 (第31条関係) (占有・搬出等用)

捜 索 調 書(謄 本)		第 号
年 月 日 福岡県 県税事務所 福岡県徴税吏員		
⑩		
滞納処分のため下記のとおり捜索しましたので、国税徴収法第146条第1項の規定の例により、この調書を作ります。		
滞 納 者	住(居)所	
	氏 名	
捜索した場所 または物		
捜索した日時		年 月 日 午後 時 分から 午後 時 分まで
備 考	下記の財産を占有・搬出しました。	
上記捜索に立ち会い捜索調書謄本を受領しました。 立会人 ()		
⑩		
捜索調書謄本(捜索を受けた者あて)を受領しました。 年 月 日 ()		
⑩		

備考 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所」を「福岡県総務部税務課」に改めること。

第六十一号の二十一様式を次のように改める。

第61号の21様式 (第31条関係)

公 売 公 告										第 号		
										年 月 日		
福岡県										印		
下記により差押財産の公売をします。 国税徴収法第95条の規定により公告します。												
公売財産・公売保証金	公 売 財 産						公売保証金					
	売却区分 の番号	名称	数量	性質	所在	地上権等の 内容その他	十	万	千	百	十	円
(注) 上記売却区分の番号ごとに公売します。入札書は売却区分の番号ごとに別紙としてください。												
公 売 方 法												
公売日時	入札・せり売	年 月 日 午 前 後 時 分 から () 午 前 後 時 分 まで										
	開 札	年 月 日 午 前 後 時 分										
公 売 場 所												
売 却 決 定	日 時	年 月 日 午 前 後 時				場 所						
買 受 代 金 限	納 付 期 限	年 月 日 午 前 後 時										
買受人についての 資格その他の 要件												
そ の 他												
<u>配当を受ける者の権利の申出について</u>												
この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書によりその内容を当事務所に申し出てください。なお、債権現在額申立書の用紙は当事務所に用意しております。												
1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により福岡県知事に異議申立することができます。												
2 この処分の取消しの訴えは、上記1の異議申立に対する決定を経た後でなければ提起することができません。異議申立の決定を経た後は、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、異議申立に対する決定を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。												
(1) 異議申立があった日から3か月を経過しても決定がないとき。												
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (不動産等の公売にかかる処分については、訴えを提起することができる期限が制限されていません。)												
(3) その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。												
「入札心得書またはせり売心得書」は、当事務所に備え付けております。												

備考

- 1 この公告は、動産および有価証券とその他の財産とに区分して、それぞれ別紙に作成すること。
- 2 公売保証金を要しないものについては、該当欄に「不要」と記入すること。
- 3 公売する財産の数が多い等の場合には、「公売財産・公売保証金」の欄を別紙とすること。この場合には、この欄に「別紙のとおり」と記入し、この別紙が公売公告の掲示場と異なる場所に掲示される場合は、その掲示する場所をもあわせて記入すること。
- 4 「公売の方法」欄は、公売の方法の別により「期日入札」、「期間入札」、「期日せり売り」又は「期間せり売り」のいずれかを記載すること。
なお、期日入札又は期間入札の場合に、最高価申込者を決定するに際して複数落札入札制によることとしたときは、その旨を併せて記載する。
- 5 「公売日時」の「入札せり売」の欄のかつこ内には、せり売の場合での終了時が明確に予定されない場合に「おおむね」と記入すること。
- 6 「その他」の欄には国税徴収法第95条第1項第9号に該当する公売財産に関する特有の事項のほか、公売公告に記載しなくても法律上明確な事項であるが念のため記載しておく方が実務上便宜と思われる事項をあわせて記入すること。
- 7 複写とし、控えには伺い欄を設けること。

第61号の21様式 別紙 1 (第31条関係)

公売財産、公売保証金

公売公告号 別紙

売却区分の番号	公 売 財 産					公 売 保 証 金
	名 称	数 量	性 質	所 在	地上権等の内容その他	

第六十一号の二十一の様式を次のように改める。

第61号の21の2様式 (第31条関係)

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告										第	号	
										年	月	日
福岡県										印		
下記により差押財産の公売をします。 国税徴収法第95条および第99条の規定により公告します。												
公売財産・公売保証金・見積価額	公 売 財 産						公売保証金		見 積 価 額 (最低公売価額)			
	売却区分 の 番号	名称	数量	性質	所在	地上権等の 内容その他						
							十	万	千	百	十	円
(注) 上記売却区分の番号ごとに公売します。入札書は売却区分の番号ごとに別紙としてください。 見積価額欄に 印のあるものはその見積価額が該当物件にもはりつけてあります。												
公 売 方 法												
公売日時	入札・せり売 年 月 日 午 前 時 分 から () 午 前 時 分 まで											
	開 札 年 月 日 午 前 時 分											
公 売 場 所												
売却決定		日 時	年 月 日 午 前 時				場 所					
買受代金納付期限		年 月 日 午 前 時										
買受人についての資格その他の要件												
その他												
配当を受ける者の権利の申出について												
この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書によりその内容を当事務所に申し出てください。なお、債権現在額申立書の用紙は当事務所に用意しております。												
1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により福岡県知事に異議申立することができます。												
2 この処分の取消しの訴えは、上記1の異議申立に対する決定を経た後でなければ提起することができません。異議申立の決定を経た後は、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、異議申立に対する決定を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。												
(1) 異議申立があった日から3か月を経過しても決定がないとき。												
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。(不動産等の公売にかかる処分については、訴えを提起することができる期限が制限されていません。)												
(3) その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。												

「入札心得書またはせり売心得書」は、当事務所に備え付けております。

備考

- 1 この公告は、動産および有価証券とその他の財産とに区分して、それぞれ別紙に作成すること。
- 2 公売保証金を要しないものについては、該当欄に「不要」と記入すること。
- 3 公売する財産の数が多い等の場合には、「公売財産・公売保証金・見積価額」の欄を別紙とすること。この場合には、この欄に「別紙のとおり」と記入し、この別紙が公売公告の掲示場と異なる場所に掲示される場合は、その掲示する場所をもあわせて記入すること。
- 4 「公売の方法」欄は、公売の方法の別により「期日入札」、「期間入札」、「期日せり売り」又は「期間せり売り」のいずれかを記載すること。
なお、期日入札又は期間入札の場合に、最高価申込者を決定するに際して複数落札入札制によることとしたときは、その旨を併せて記載する。
- 5 「公売日時」の「入札せり売」の欄のかつこ内には、せり売の場合での終了時が明確に予定されない場合に「おおむね」と記入すること。
- 6 「その他」の欄には国税徴収法第95条第1項第9号に該当する公売財産に関する特有の事項のほか、公売公告に記載しなくても法律上明確な事項であるが念のため記載しておく方が実務上便宜と思われる事項をあわせて記入すること。
- 7 複写とし、控えには伺い欄を設けること。

第六十一号の二十一の二様式の次に次の様式を加える。

第61号の21の3様式 (第31条関係)

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告				第 号	
				年 月 日	
福岡県				印	
<p>下記により差押財産の公売をします。 国税徴収法第95条および第99条の規定により公告します。</p>					
公売財産・公売保証金・見積価額	公 売 財 産			公売保証金	見積価額 (最低公売価額)
	売却区分番号	【財産の表示】 公売財産の名称 数量 性質及び所在 など			
公 売 方 法		入 札 ・ せ り 売			
公売参加申込期間		年 月 日 時 から 年 月 日 時 まで			
入札・せり売期間		年 月 日 時 から 年 月 日 時 まで			
公 売 場 所					
最高価申込者決定	日時	年 月 日 時	場所		
売却決定	日時	年 月 日 時	場所		
買受代金納付期限		年 月 日 時 分			
買受人についての資格その他の要件					
そ の 他					
配当を受ける者の権利の申出について この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書によりその内容を当事務所に申し出てください。なお、債権現在額申立書の用紙は当事務所に用意しております。					
1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により福岡県知事に異議申立することができます。 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の異議申立に対する決定を経た後でなければ提起することができません。異議申立の決定を経た後は、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、異議申立に対する決定を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。 (1) 異議申立があった日から3か月を経過しても決定がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。(不動産等の公売にかかる処分については、訴えを提起することができる期限が制限されています。) (3) その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。					

第六十一号の五十六様式から第六十一号の六十七様式までを次のように改める。

第61号の56様式から第61号の67様式まで 削除

第六十一号の六十八様式中「登記手数料令第7条」を「登記手数料令第19条」に改める。

第六十一号の九十三様式を次のように改める。

第61号の93様式 (第31条関係)

事 情 届	
福岡県 県税事務所長 殿 第三債務者 住(居)所 氏名又は名称 電 話	年 月 日 印
1	(1) 滞納者(債権者) 住(居)所 氏名又は名称 (2) 差押年月日 年 月 日 (3) 差押債権
2	供託した金額 金 円也
3	供託した日時 年 月 日 午 ^前 後 時
4	供託所
	供託番号 平成 年度 金第 号
供託の事由	(1) この届出をすることとなつた債権差押通知書の送達日 年 月 日 (2) 上記(1)と競合する イ差押命令、仮差押命令、ロ滞納処分による差押え イ 裁判所 部 年()第 号 債権者名 (仮)差押命令の送達日 年 月 日 差押金額 金 円 ロ 税務署(財務事務所、 市役所、) 債権差押通知書の送達日 年 月 日 差押金額 金 円

記載要領については、裏面をご覧ください。

- 注1 「1差押債権の表示」の欄の「(2)差押年月日」の欄には、債権差押通知書に記載されている年月日を記載してください。
- 2 「1差押債権の表示」の欄の「(3)差押債権」の欄には、債権差押通知書の「差押債権」の欄に記載してあるとおりに記載してください。
- 3 「4供託の事由」の欄の(2)のイでは、仮差押命令である場合には、(仮)に 印を付けてください。
- 4 「4供託の事由」の欄に記載しきれないときは、適宜の用紙を用いて横書で記載してください(差押えが複数あるときは、そのすべてを記載してください。)。
- 備考1 この事情届は、滞納処分により金銭債権を差し押さえられた第三債務者が、その金銭債権について強制執行による差押命令を受けたことにより、その差押えがされている金銭債権の全額に相当する金銭を供託した場合に、その供託した旨を所長に届ける場合に使用すること。
- 2 この事情届は、お知らせ(第61号の92様式)と同様、債権差押通知書(第52号様式)に添付して第三債務者に交付すること。
- 3 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改めること。

第六十一号の百一様式を次のように改める。

第61号の102様式 削除

第六十四号の三様式を次のように改める。

第64号の3様式 (第34条の2、第38条関係)

		法人番号	
受付印 平成 年 月 日 福岡県 県税事務所長 殿	法人名		
	所在地	電話()	
	代表者名	印	
	代表者住所		
還付請求事由	1 更生手続開始決定 2 再生手続決定 3 法人税法施行令第24条の2第1項に規定する再生計画認可の決定に準ずる事実 4 地方税法施行規則第3条の2の2又は第4条の3の2に規定する事由		
上記事由の発生日	年 月 日		

仮装経理還付請求書

地方税法 第53条第37項
第72条の24の10第4項

仮装経理法人税割額
仮装経理事業税額の
仮装経理地方法人特別税額

還付を請求します。

1 還付請求額の明細

仮装経理に基づく過大申告をした事業年度又は連結事業年度	年 月 日から 年 月 日まで	確定申告書提出年月日	年 月 日
仮装経理に基づく過大申告の更正の日	年 月 日	控除開始事業年度又は連結事業年度	年 月 日から 年 月 日まで
法人事業税・地方法人特別税		法人県民税 (法人税割)	
仮装経理事業税額		仮装経理法人税割額	
既に控除した税額		既に控除した税額	
還付請求額 (-)		還付請求額 (-)	
仮装経理地方法人特別税額④		還付請求額合計 (⑦+⑩)	
既に控除した税額			
還付請求額 (-)			
還付請求額小計 (+)			

2 還付を受けようとする金融機関等

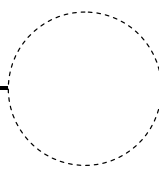
金融機関名		口座番号等	普通・当座 ()
本支店名			

- 注1 この請求書は、一事業年度ごとに一部提出してください。
- 注2 この請求書を提出する際は、還付請求事由を証する書類を添付してください。
- 注3 「確定申告書提出年月日」の欄は、当該事業年度分の確定申告を提出した年月日を記載してください。

第六十五号の五様式及び第七十三号様式中「第34条の4」を「第34条の5」に改める。
第八十号様式を次のように改める。

第80号様式 (第43条の3、第46条関係)

備考 注
この様式は、再賦課決議をする場合にも使用すること。
太ワクの中だけを記入してください。

受付印 	起案	・ ・	係員	係長	課長	課税番号	課税年度
	決裁	・ ・					
福岡県 年.....月.....日 県税事務所長殿			住所		フリガナ 印		
			氏名 (名称)		電話		

住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額申告書
還付申請書

福岡県税条例 第20条の32 第20条の35 の規定により不動産取得税の減額申告
還付申請 をします。

住宅用土地	所在地及び地番						
	地目及び地積	m ²	取得年月日	年 月 日			
	不動産取得税額	円	減額還付の区分	減額還付 (年 月 日)			
住 宅	新築年月日	年 月 日	譲渡年月日	年 月 日			
	取得年月日	年 月 日	延床面積	m ²			
区 分	当初の賦課決定額	今回の賦課決定額		差引増減額			
評 価 額							
控 除 額							
課税標準額							
税 額							
(の額の計算)			 条例第20条の32による減額			
× × 2 × $\frac{4}{100} \times \frac{3}{4}$							
=							
控除税額							
差引税額							
(事務処理事項)							
登記済証受付年月日及び番号 所有権保存登記 第 年 月 日 受付号			確認年月日 確認者		年 月 日 印		
入 力	調定異動・宛名マスタ		年 月 日		印		

第八十一号の十様式中「産業活力再生特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に改める。
第百十二号様式を次のように改める。

第112号様式その2 (第60条、第72条関係)

新規用

1. 新規登録(新車)	2. 新規登録(中古車)	3. 移転登録	4. 輸入	5. 輸出	6. 抹消登録
7. 変更(使用者・住所・氏名・定置場・番号・構造・用途・軽自動車(所有者))	8. その他	1. 課税	2. 非課税	3. 課税免除	4. 減免(障害者・その他)
1. 売買	2. 相続	3. 贈与	4. 所有権留保解除	5. 滅失(廃棄者・その他)	6. 商標車
1. 課税	2. 課税免除	3. 課税免除	4. 課税免除(障害者・その他)	5. 課税免除(障害者・その他)	6. 課税免除(障害者・その他)
1. 課税	2. 課税免除	3. 課税免除	4. 課税免除(障害者・その他)	5. 課税免除(障害者・その他)	6. 課税免除(障害者・その他)

運輸支高等	車種区分	かな	番号	登録(取得・変更・陸運等)年月日	初年度検査年月(初年度検査年)
1. 普通	2. 小型	3. 軽	4. 軽	5. 軽	6. 軽
1. 普通	2. 小型	3. 軽	4. 軽	5. 軽	6. 軽

住所又は所在地	(ビル、アパート、マンション及び療養番号を左詰で記入)
住所又は所在地	(ビル、アパート、マンション及び療養番号を左詰で記入)

取得原簿	1. 普通	2. 小型	3. 軽	4. 軽
取得原簿	1. 普通	2. 小型	3. 軽	4. 軽

原動機の種類	原動機の種類	原動機の種類
原動機の種類	原動機の種類	原動機の種類

車種区分	かな	番号	車体の形状
1. 普通	2. 小型	3. 軽	4. 軽
1. 普通	2. 小型	3. 軽	4. 軽

取得原簿	1. 普通	2. 小型	3. 軽	4. 軽
取得原簿	1. 普通	2. 小型	3. 軽	4. 軽

取得原簿	1. 普通	2. 小型	3. 軽	4. 軽
取得原簿	1. 普通	2. 小型	3. 軽	4. 軽

取得原簿	1. 普通	2. 小型	3. 軽	4. 軽
取得原簿	1. 普通	2. 小型	3. 軽	4. 軽

取得原簿	1. 普通	2. 小型	3. 軽	4. 軽
取得原簿	1. 普通	2. 小型	3. 軽	4. 軽

取得原簿	1. 普通	2. 小型	3. 軽	4. 軽
取得原簿	1. 普通	2. 小型	3. 軽	4. 軽

取得原簿	1. 普通	2. 小型	3. 軽	4. 軽
取得原簿	1. 普通	2. 小型	3. 軽	4. 軽

取得原簿	1. 普通	2. 小型	3. 軽	4. 軽
取得原簿	1. 普通	2. 小型	3. 軽	4. 軽

自動車取得税、自動車税申告書(報告書) 知事 年 月 日

つぎのとおり申告(報告)します。

この欄には記入しないこと。

区別

正当額

増減額

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

第112号様式その3 (第60条、第72条関係)

（車種番号） （右詰で記入）	運輸支局等	車種区分 （右詰で記入）	かな	番 号 （右詰で記入）
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

自動車取得税・自動車税連絡票

自動車取得税	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	0 0 円
自動車税	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	0 0 円
納付税額	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	0 0 円

住所 所在地 氏又は 名称 電話番号	
開示者 以外に当該申告に 用者・提出義務者	()

〔第112号様式記載要領〕

1 この申告書は、法第122条の規定により自動車取得税の納付に申し申告等を行う場合、また、法第152条第1項の規定により自動車税の賦課徴収に申し申告又は報告を行う場合に使用すること。

2 「申告区分」及び「取得原因」の各欄には、該当する項目の番号を右の枠内に記入すること。

また、「申告区分」の欄で「7.変更」に該当する場合には、番号を記入するほか、()内の該当項目を で囲むこと。

3 「課税区分」の欄には、該当する項目の番号を「自動車取得税」及び「自動車税」の各枠内に記入すること。

また、同一都道府県内における移転登録による自動車取得税課税対象外、本人持ち込みにより他の都道府県から転入する場合は、自動車の取得税の課税対象外、他の都道府県からの移転登録の場合等、1から6までの項目に該当しない場合には、「7.その他」を選択し()内にその詳細を記入すること。

4 「登録(取得・変更・廃車等)年月日」、「初年度検査年月(初年度検査年)」及び「生年月日」の各欄のうち年号の部分には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。

5 「用途」、「種別」、「管・自治区」、「燃料の種類」、「所有形態」及び「ゲージン化特例」の各欄には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。

6 「用途」の欄で「07.バイク(その他)」又は「09.特種用途自動車」に該当する場合及び「燃料の種類」又は「所有形態」の各欄で「その他」に該当する場合は、()内にその詳細を記入すること。

7 「納税(申告・報告)義務者」の欄の「住所又は所在地」には、上段に都道府県、市町村名、番地までを記入すること。

また、納税義務者がビル等に入居している場合は同居人である場合には、下段の枠内に、ビル等の名称のほかに棟号数、室番号又は 様方のように、郵送物が確実に届くように記入すること。

なお、「氏名又は名称」の欄の右端の「印」位置に、必ず押印すること。

8 「乗車定員」及び「最大積載量」の各欄には、貨客兼用車等であるため乗車定員及び最大積載量がそれぞれ複数ある場合、()内にはいずれか大きい方の乗車定員とこれに係る最大積載量を記入すること。

9 「車体の形状」の欄には、自動車検査証の「車体の形状」の欄に記載された形状を記入すること。

10 「長さ」、「幅」及び「高さ」の各欄には、特種用途自動車の場合はのみ記入すること。

11 「取得前、の用途」の欄には、他から自動車の譲渡を受けた場合など、今回の申告以前も当該自動車所有されていた場合においてその用途について該当する項目の番号を枠内に記入し、併せて初年度検査年(初年度検査年)からの経過年数を記入すること。

また、「3.その他」に該当する場合には、()内にその詳細を記入すること。

12 「時限的賦課措置」の欄には、次のいずれかのうち、該当する項目の番号又は記号を枠内に記入すること。

(イ) 電気・天然ガス自動車(非課税).....1

(ロ) フラウレンハイブリッド自動車(非課税).....2

(ハ) ハイブリッド自動車(乗用車等) (非課税).....3

(ニ) ハイブリッド自動車(バス・トラック) (非課税).....4

(ホ) 低排出ガスディーゼル乗用車(非課税).....5

(ヘ) 低排出ガス重量車基準適合車(1/4税率).....6

(ト) 17年排出ガス75%低減かつ燃費+25%達成車(1/4税率).....7

(チ) 17年排出ガス75%低減かつ燃費+15%達成車(1/2税率).....8

(リ) 17年排出ガス75%低減かつ燃費+15%達成車(1/2税率).....9

(ヌ) 低排出ガス中量車基準適合車(2.5t超3.5t以下/バス・トラック) (1/4税率).....A

(ル) 17年排出ガス75%低減かつ燃費基準達成車(2.5t超3.5t以下/バス・トラック) (1/4税率).....B

(ロ) 17年排出ガス50%低減かつ燃費基準達成車(2.5t超3.5t以下/バス・トラック) (1/2税率).....C

13 「低燃費車特例」の欄には、法附則第12条の2の5第1項又は第2項の規定の適用を受けようとするか否かについて、次のいずれかのうち、該当する項目の番号を枠内に記入すること。

(イ) 受(17年排出ガス75%低減かつ燃費+25%達成車、30万円控除).....1

(ロ) 受.....2

(ハ) 受(17年排出ガス75%低減かつ燃費+15%達成車、15万円控除).....3

(ニ) 受(17年排出ガス75%低減かつ燃費基準達成車(2.5t超3.5t以下/バス・トラック)、30万円控除).....4

(ホ) 受(17年排出ガス50%低減かつ燃費基準達成車(2.5t超3.5t以下/バス・トラック)、15万円控除).....5

14 「17年排出ガス75%低減かつ燃費+25%達成車(1/4税率)」及び「17年排出ガス75%低減かつ燃費+15%達成車(1/2税率)」として「時限的賦課措置」の適用を受けようとする場合は、「燃費」の欄に若しくは「17年排出ガス50%低減かつ燃費基準達成車(2.5t超3.5t以下/バス・トラック) (1/2税率)」として「時限的賦課措置」の適用を受けようとする場合は、「燃費」の欄に必要事項を記入すること。

また、貨物自動車の場合には、「変換装置」及び「構造」の各欄について該当する項目を で囲むこと。

なお、「構造」の欄については、次の要件のいずれにも該当する場合には「A」を、「A」以外の場合には「B」を選択すること。

(イ) 最大積載量を垂直線積載量で除した値が0.3以下となるものであること。

(ロ) 乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。

(ハ) 運転室の前方に原動機を有し、かつ、前輪のみに動力を伝達できるもの又は前軸及び後軸のそれぞれ一軸以上に動力を伝達する場合において前軸からトランスファ及びプロペラ・シャフトを用いて後軸に動力を伝達するものに限る。)であること。

15 「低公害車特例」の欄には、次のいずれかのうち、該当する項目の番号を枠内に記入すること。

(イ) 電気・天然ガス自動車(2.7%控除).....1

(ロ) フラウレンハイブリッド自動車(2.4%控除).....2

(ハ) ハイブリッド自動車(乗用車等) (1.6%控除).....3

(ニ) ハイブリッド自動車(バス・トラック) (2.7%控除).....4

(ホ) 低排出ガス重量車基準適合車(2.0%・1.0%控除).....5

(ヘ) 低排出ガスディーゼル乗用車(0.5%控除).....6

(ト) 低排出ガス中量車基準適合車(2.5t超3.5t以下/バス・トラック) (1.0%控除).....7

16 「現実の取得価額」の欄には、法第118条第2項第1号に規定する無償による取得又は譲渡者が親族等である場合の取得、その他特別の事情による取得である等、取得価額が通常の取引価額と異なる場合に記入すること。

17 「取得価額」の欄には、法第118条に規定する取得価額を記入すること。

18 「取得価額」の欄の「付加物の内訳」には、自動車に付加して一体となっているステレオ、アンプ、具体的付加物の名称とその金額を記入すること。

第百十三号様式を次のように改める。

第113号様式その2 (第60条、第72条関係)

移動変更用及び抹消・転出用

1. 新規登録(新車)	2. 新規登録(中古車)	3. 移転登録	4. 売却
5. 転出	6. 抹消登録	7. 変更(使用者・住所・氏名・定置場・番号・構造・用途・軽自動車の所有者)	8. その他

自動車取得税、自動車税申告書(報告書) 知事 年 月 日

つぎのとおり申告(報告)します。

登録番号	運輸支局等	車種区分	かな	番号	登録(取得・変更・廃車等)年月日	初年度登録年月(初年度検査年)
住所又は所在地	(ビル、アパート、マンション及び機室番号を左詰で記入)	種別	営業・自区分	車体の形状	車名(通称名)	型式
氏名	氏名	1. 普通	1. 営業用	1. 乗用車	01. 乗用車	02. トラック(貨物)
生年月日	年 月 日	2. 軽	2. 自家用	03. トラック(営業用車)	04. トラック(けん引車)	05. トラック(けん引車)
電話番号	年 月 日	3. 三輪	最大積載量	06. バス(一般乗合用)	07. バス(その他)	08. 三輪小型
住所又は所在地	年 月 日	乗車定員	kg(噸)	09. 特種用途自動車	10. その他	
(フリガナ)氏名	年 月 日	原動機の型式	車両重量	車両総重量	車台番号(下桁で印)	類別区分番号
住所又は所在地	年 月 日	長さ	cm	高さ	cm	燃料の種類
(フリガナ)氏名	年 月 日	cm	cm	cm	kg	総排気量又は定格出力
住所又は所在地	年 月 日	取得の価額	円	主たる定置場	()内は旧主たる定置場所在の市町村名を記入	ローター数
住所又は所在地	年 月 日	付加物	円	車検有効期限	平成 年 月 日	1. ガソリン 2. 軽油 3. その他
住所又は所在地	年 月 日	取得の価額	円	取得前の用途	年	
住所又は所在地	年 月 日	課税標準額	円	所有形態		
住所又は所在地	年 月 日	軽減措置	円	1. 自己所有	2. 所有権留保	3. 商品車
住所又は所在地	年 月 日	上記以外	円	5. 譲渡担保	6. その他	4. U-1車
住所又は所在地	年 月 日	燃費	km/l	構造	A・B	
住所又は所在地	年 月 日	年税額	円	記載要領15を参照		
住所又は所在地	年 月 日	自動車税	円	記載要領12を参照		
住所又は所在地	年 月 日	自動車取得税	円	記載要領13を参照		
住所又は所在地	年 月 日	減額理由		記載要領15を参照		
住所又は所在地	年 月 日	区別		記載要領15を参照		
住所又は所在地	年 月 日	正当額	円	記載要領15を参照		
住所又は所在地	年 月 日	増減額	円	記載要領15を参照		

この欄には記入しないこと。

第113号様式その3 (第60条、第72条関係)

密 録 番 号 (<small>右語で記入</small>)	<input type="text"/>	運 輸 支 局 等	<input type="text"/>	車 種 区 分 (<small>右語で記入</small>)	<input type="text"/>	か な	<input type="text"/>	番 号 (<small>右語で記入</small>)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
--	----------------------	-----------------------	----------------------	--	----------------------	--------	----------------------	------------------------------------	----------------------	----------------------	----------------------

自動車取得税・自動車税連絡票

自動車取得税	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	0 0 円
自動車税	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	0 0 円
納付税額	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	0 0 円

住所 又は 所在地 氏又は 名称 電話番号	
住 又 は 所 在 地 氏 又 は 名 稱 電 話 番 号	()

申出・報告義務者
以外に当該申出し
関わる者

【第113号様式記載要領】

1 この申告書は、法第12条の規定により自動車取得税の納付に関し申告等を行う場合、また、法第12条第1項の規定により自動車税の賦課徴収に関し申告又は報告を行う場合に使用すること。

2 「申告区分」及び「取得原因」の欄には、該当する項目の番号を右の枠内に記入すること。

また、「申告区分」の欄で「7.変更」に該当する場合には、番号を記入するほか、()内の該当項目を で囲むこと。

3 「課税区分」の欄には、該当する項目の番号を「自動車取得税」及び「自動車税」の各枠内に記入すること。

また、同一都道府県内における移転登録による自動車取得税の対象外、本人持ち込みにより他の都道府県から転入する場合の自動車取得税の課税対象外、他の都道府県からの移転登録の場合等、1から6までの項目に該当しない場合には、「7.その他」を選択し()内にその詳細を記入すること。

4 「登録(取得・変更・廃車等)年月日」、「初年度登録年月(初年度検査年)」及び「生年月日」の各欄のうち年号の部分には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。

5 「用途」、「種別」、「管・自治区」、「燃料の種類」、「所有形態」及び「ゾーニング化特例」の各欄には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。

6 「用途」の欄で「07.バス(その他)」又は「09.特種用途自動車」に該当する場合は、「燃料の種類」又は「所有形態」の各欄で「その他」に該当する場合は、()内にその詳細を記入すること。

7 「納税(申告)義務者」の欄の「住所又は所在地」には、上段に都道府県、市町村名、番地までを記入すること。

また、納税義務者等がビル等に入居している場合又は同居人である場合には、下段の枠内に、ビル等の名称のほかに棟号数、室番号又は 様方のように、郵便物が確実に届くように記入すること。

なお、「氏名又は名称」の欄の右端の「印」位置に、必ず押印すること。

8 「乗車定員」及び「最大積載量」の各欄には、貨客乗用車等であるため乗車定員及び最大積載量がそれぞれ増減ある場合、()内にはいずれか大きい方の乗車定員とこれに係る最大積載量を記入すること。

9 「車体の形状」の欄には、自動車検査証の「車体の形状」の欄に記載された形状を記入すること。

10 「長さ」、「幅」及び「高さ」の各欄には、特種用途自動車の場合のみ記入すること。

11 「取得前の用途」の欄には、他から自動車の譲渡を受けた場合など、今回の申告以前も当該自動車所有されていた場合においてその用途について該当する項目の番号を枠内に記入し、併せて初年度登録年月(初年度検査年)からの経過年数を記入すること。


また「3.その他」に該当する場合には、()内にその詳細を記入すること。

12 「時限的経路措置」の欄には、次のいずれかのうち、該当する項目の番号又は記号を枠内に記入すること。

- (イ) 電気・天然ガス自動車(非課税).....1
- (ロ) プラグインハイブリッド自動車(非課税).....2
- (リ) ハイブリッド自動車(乗用車等) (非課税).....3
- (ニ) ハイブリッド自動車(バス・トラック) (非課税).....4
- (ホ) 低排出ガスターゼーセル乗用車(非課税).....5
- (ヘ) 低排出ガスタリウム重電基連合車(1/4税率).....6
- (ト) 17年排出ガスタリウム重電基連合車(1/4税率).....7
- (チ) 17年低排出ガスタリウム重電基連合車(1/2税率).....8
- (リ) 17年排出ガスタリウム重電基連合車(1/2税率).....9
- (ウ) 17年排出ガスタリウム重電基連合車(1/2税率).....9
- (エ) 低排出ガスタリウム重電基連合車(2.5t超3.5t以下バス・トラック) (1/4税率).....A
- (イ) 17年排出ガスタリウム重電基連合車(2.5t超3.5t以下バス・トラック) (1/4税率).....B
- (ロ) 17年排出ガスタリウム重電基連合車(2.5t超3.5t以下バス・トラック) (1/2税率).....C
- (ヲ) 17年排出ガスタリウム重電基連合車(2.5t超3.5t以下バス・トラック) (1/2税率).....C
- 13 「低燃費車特別」の欄には、法附則第12条の2の5第1項又は第2項の規定の適用を受けようとするか否かについて、次のいずれかのうち、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- (イ) 受(17年排出ガスタリウム重電基連合車、30万円控除).....1
- (ロ) 否.....2
- (ハ) 受(17年排出ガスタリウム重電基連合車、15万円控除).....3
- (ニ) 受(17年排出ガスタリウム重電基連合車(2.5t超3.5t以下バス・トラック)、30万円控除).....4
- (ホ) 受(17年排出ガスタリウム重電基連合車(2.5t超3.5t以下バス・トラック)、15万円控除).....5
- 14 「17年排出ガスタリウム重電基連合車(1/4税率)」、「17年排出ガスタリウム重電基連合車(1/2税率)」、「17年排出ガスタリウム重電基連合車(2.5t超3.5t以下バス・トラック)」、「17年排出ガスタリウム重電基連合車(2.5t超3.5t以下バス・トラック) (1/4税率)」、若しくは「17年排出ガスタリウム重電基連合車(2.5t超3.5t以下バス・トラック) (1/2税率)」若しくは「17年排出ガスタリウム重電基連合車(2.5t超3.5t以下バス・トラック) (1/2税率)」の適用を受けようとする場合は、「燃費」の欄に必要事項を記入すること。
- また、「貨物自動車」の場合には、「変速装置」及び「構造」の各欄について該当する項目を で囲むこと。
- なお、「構造」の欄については、次の要件のいずれにも該当する場合には「A」を、「A」以外の場合には「B」を選択すること。
- (イ) 最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。
- (ロ) 乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。
- (ハ) 運転室の前方に原動機を有し、かつ、前輪にのみ動力を伝達できるもの又は前輪及び後輪のそれぞれ一軸以上に動力を伝達できるもの(後輪に動力を伝達する場合において前輪からトランスファ及びプロペラ・シャフトを用いて後輪に動力を伝達するものに限る。)であること。
- 15 「低公害車特別」の欄には、次のいずれかのうち、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- (イ) 電気・天然ガス自動車(2.7%控除).....1
- (ロ) プラグインハイブリッド自動車(2.4%控除).....2
- (リ) ハイブリッド自動車(乗用車等) (1.6%控除).....3
- (ニ) ハイブリッド自動車(バス・トラック) (2.7%控除).....4
- (ホ) 低排出ガスタリウム重電基連合車(2.0%・1.0%控除).....5
- (ヘ) 低排出ガスタリウム重電基連合車(0.5%控除).....6
- (ト) 低排出ガスタリウム重電基連合車(2.5t超3.5t以下バス・トラック) (1.0%控除).....7
- 16 「現実の取得価額」の欄には、法第118条第2項第1号に規定する無償による取得又は譲渡者が親族等である場合の取得、その他特別の事情による取得である等、取得価額が通常の取引価額と異なる場合に記入すること。
- 17 「取得価額」の欄には、法第118条に規定する取得価額を記入すること。
- 18 「取得価額」の欄の「付加物の内訳」には、自動車に付加して一体となっているスチレオ、アルミホイール等、具体的な付加物の名称とその金額を記入すること。

第百十四号様式を次のように改める。

自動車税納税証明書 (継続検査・構造等変更検査用) 交付申請書

自動車の所有者 (使用者) の住所(所在地)及び氏名(名称)	
自動車登録番号	
車台番号	
本証明書の有効期限	
備考	
<p>上記の自動車について証明をお願いします。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>福岡県 県税事務所長 殿</p> <p style="text-align: right;">住所(所在地) 法人名 TEL 申請者 氏名</p> <p style="text-align: center;">印 </p>	
<p>注 1 印の欄を記入してください。</p> <p>2 この証明書は、継続検査・構造等変更検査以外には使用できません。</p> <p>法 146・条例15・条例49・滞・承</p>	

第114号様式 その2 (第73条関係)

証明書番号 第 号

自動車税納税証明書(継続検査・構造等変更検査用)

個人情報保護のため住所・氏名は記載していません。

自動車登録番号

車台番号

本証明書の有効期限

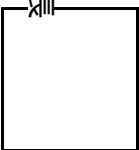
備考

上記の自動車について、自動車税の滞納がないことを証明します。
平成 年 月 日

印

福岡県

県税事務所長



- 注 1 継続検査及び構造等変更検査において自動車検査証の返付を受けようとする際に、この証明書を提示してください。
- 2 「この証明書の有効期限」の欄には、この証明書の交付後最初に到来する納期限の前日が記載されます。
- 3 滞納が天災その他やむを得ない事由によるものである場合には、備考欄にその旨記載されます。

第百二十一号の六様式を次のように改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三十条、第三十四条の二及び第三十四条の五の改正規定並びに第六十四号の三様式の改正規定は、平成二十二年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。

告示

福岡県告示第千五百三十一号

福岡県における主要農作物の奨励品種（平成元年十月福岡県告示第千七百二十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年九月二十九日

福岡県知事 麻生 渡

二の表中

農林六一号 シロガネコムギ チクゴイズミ	ニシホナミ ミナミノカオリ ちくしW2号
----------------------------	----------------------------

を

シロガネコムギ チクゴイズミ ミナミノカオリ	ニシホナミ ちくしW2号
------------------------------	-----------------

に改める。

三の表中

ニシノチカラ ニシノホシ はるしずく

を

ニシノホシ
はるしずく

に改める。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第百三十二号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定（昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年九月二十九日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

一 病院（八幡西区）の項中

特定医療法人東筑病院	八枝一七二〇
------------	--------

を

東筑病院	八枝一七二〇
------	--------

に

改める。